

2008年 3月建設水道常任委員会(予算審議委員会)

(水道局)

(質問)

①本年度の給水原価と供給単価の見込み額と来年度の給水原価と供給単価の予定額を教えてください。

<答弁>

本年度の給水原価と供給単価の見込み額と、来年度の給水原価と供給単価の予定額についてお答えします。

まず、本年度の給水原価と供給単価の見込み額についてであります。給水原価が192円、供給単価が180円となっております。

次に、来年度の給水原価と供給単価の予定額についてであります。給水原価が193円、供給単価が179円となっておりますので、よろしくお願いたします。

①先ほどの答弁で、本年度及び来年度の給水原価はそれぞれ、192円、193円、供給単価はそれぞれ、180円、179円とのことで、昨年度の給水原価185円に比べ、本年度及び来年度の給水原価は増加の傾向にあり、昨年度の供給単価180円に比べ減少傾向にあります。本年度及び来年度の料金回収率は、それぞれ93.5%、92.8%となっております。

毎年、給水原価に比べて供給単価が低く、料金回収率が100%を下回っている状況なわけですが、「このことで給水の製造に係る費用が加入金や他会計補助金といった料金収入以外の収入で賄われているが、水道事業は独立採算を原則としており、適正な料金収入による健全経営の確立が求められている。そこで、第一次中期取り組みプログラムでは、効率的経営の取り組みとして、「給水原価の縮減」を参考指標に、職員定数の見直し、給与等の見直し、支払利息の縮減といった各種経費の抑制に努めている。」との答弁を昨年の決算委員会で伺い、料金回収率については、第一次中期取り組みプログラム開始時の2004年度が92%であったのに対し、2006年度には97%まで向上してきているとのことでした。本年度も昨年度よりも料金回収率が低くなり、来年度の予定ではさらに悪化するとされています。

昨年の決算委員会でも伺いましたが、仕入れ値より売値が低い(つまり原価割れ)状態で事業を行っていることに関して、どう思われているのでしょうか？また、状況が悪化していることについてどう思われているのでしょうか？

<答弁>

水道料金を主な収入源として経営を行う、いわゆる「独立採算制」を原則とする水道事業においては、現在の供給単価が給水原価を下回っている状況は、好ましい経営にあるとはいえないと考えております。

次に、料金回収率の状況が悪化していることについてであります。19年度見込み及び20年度予算の給水原価については、継続する給水収益の減少の加え、

退職給与金の増加などにより、18年度実績より給水原価が高くなっておりまして、
のでよろしく願いいたします。

①資金過不足額が年々減少し、2010年度には資金過不足額がマイナスになる可能性がありますが、水道料金の改定についてはどう考えられているのでしょうか？

<答弁>

水道料金の改定についてお答えします。

計画期間を平成16年度から20年度までの5か年とする第一次中期取組プログラムにより、計画期間の最終年度となる20年度末までには、料金改定を実施することなく資金を確保できる見込みとなっております。

21年度以降の財政見通しについては、現時点において、22年度に資金不足を生じる結果となっておりますが、今後策定予定の「(仮称)豊中市上下水道ビジョン」及びその実行計画に基づきながら資金確保に努めていきますが、一方で、施設の維持更新の財源を確保する必要があるため、お客さまへの説明と理解を求めながら、料金改定にも踏み込んでいかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(要望)

①答弁の中にもありましたが、水道事業は独立採算を原則としており、適正な料金収入による健全経営の確立が求められている中で、市民への十分な説明はいるかと思いますが、水道料金の改定も一つの手段として考えて頂き、料金回収率の向上、給水原価と供給単価のバランス関係の向上に一層取り組んで頂きたいと要望しておきます。

(質問)

②資本的収入の中の出資金が本年度5848万円で、来年度はゼロとなっておりますが、この出資金とはそもそも何のための費用でしょうか？これは一般会計からの出資金ですよね？

<答弁>

水道事業会計に対する一般会計からの出資金の内容についてであります。緑丘配水場建設用地取得のために発行した企業債の元金について、基準外の繰出ではありますが、一般会計から出資を受けているものです。なお、ご質問にありますように、平成20年度予算におきましては、出資金がゼロとなっております。

②この出資金についての一般会計との取り決めのようなのはどういう風になっているのでしょうか？一般会計の財政状況に応じて計上されたり、されなかったりしていたら予算の作成に支障をきたすと思うのですが、そんな事はないのでしょうか？

<答弁>

緑丘配水場建設用地取得のために発行した企業債の元金につきましては、利息と合わせて、平成 6 年 7 月配水場建設事業費の補正予算時に一般会計が出資及び補助することとしたものであります。

基本的に柴原配水場の土地と交換できるまで一般会計から出資を受けることとしておりますが、平成 20 年度予算におきましては、一般会計の財政事情から出資金が中断されております。なお、水道事業会計の平成 20 年度末資金収支は出資金の中断もありますが、3 億 53 百万円の黒字となっておりますのでよろしく申し上げます。

(要望)

②水道事業会計の来年度末資金収支は3億5300万円の黒字とのことでしたが、先ほど2010年度には資金不足を生じる見通しとのことでしたので、全く楽観視はできません。ただ、それよりも基準外繰り出しとは言え、出資及び補助の取り決めに結んだにもかかわらず、財政事情により出資金が中断されているという一般会計の財政事情というものについて、今後様々な角度からより一層、財政健全化について議論させて頂こうと思っております。

(質問)

③環境保全の推進ということで、「国際規格ISO14001の維持審査」や「ISO の手引き発行」とありますが、それぞれいくら予算計上されているのでしょうか？

<答弁>

ISO14001 維持費用にかかる費用と「ISO の手引き」発行にかかる費用についてお答えします。

ISO14001 維持審査費用については 50 万円、「ISO の手引き」発行費用は 4 万円となっておりますので、よろしくお願いたします。

③私自身はISO14001の認証取得自体必要ないと思っているわけですが、維持審査や更新に予算をつける必要があるのか理解できないんですが、どのようにお考えになっているのでしょうか？また、実際に ISO14001を取得後、どのような効果、成果が表れているのでしょうか？

<答弁>

ISO14001 も予算化についてお答えします。

国際認証規格である ISO14001 に基づく環境活動を実践することで、少しずつではありますが、職員の間環境に対する意識が高まってきております。この取組をさらに確実にしていくためにも、当面は ISO14001 に基づく環境活動を実践していくことが有効であると考えており、取得から 3 年目に行われる更新審査に向けて、その条件となる毎年度の維持審査を受審する費用を 20 年度予算として計上しております。

さらに、来年度は、下水道との組織統合を予定しており、認証登録されている現在の水道局庁舎に、新たに下水道組織が加わるため、下水道職員への研修・啓発等を行いながら、ISO14001に基づく環境活動を推進していきたいと考えております。

次に、ISO14001取得に伴う効果等についてお答えします。

平成18年12月に認証所得し、その後もISO14001に基づく環境活動の推進や外部審査による維持審査、さらには内部監査員の講習などにより、環境負荷の低減はもとより、職員の環境に対する意識を維持・向上させることができているものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

③3月10日の朝日新聞の夕刊1面にISO14001の取得や更新を見送る自治体が増えているとの記事が載っていました。その理由は財政負担が大きいことだそうです。ISO14001の毎年の定期審査に約60万円、3年ごとの更新費用が約130万円かかるそうです。更新を見送った自治体は、市独自の基準で環境保全活動をされているそうですが、ISO14001の更新を止めることで無駄な費用負担を早くストップし、市独自の基準で環境保全活動を行うということは考えられないのでしょうか？

<答弁>

市独自の基準に基づく環境保全活動の可能性についてお答えします。

ISO14001の認証取得の最大の目的は、組織内に環境マネジメントシステムを構築し、職員個々の意識を高めながら、確実かつ継続した環境保全活動を推進していくことにあります。そのため、局内にそのような環境マネジメントシステムが一定定着できれば、ISO14001に代わる局独自の基準に基づく環境保全活動も可能になると考えられますので、よろしく願いいたします。

(要望)

③取得したばかりで更新見送りというのも問題かと思いますが、答弁にありましたように職員に一定定着したら、早急に市独自の環境保全活動を行って頂きたいと強く要望します。また、一度ISO14001の更新について、職員にアンケートをとるなどして、本当に更新し続けるべきなのかどうか、真剣に検討して頂きたいと要望しておきます。私個人の意見ですが、ISO14001更新の為に時間を費やすぐらいなら、もっと他にすべき仕事があると思います。

(土木下水道部)

(質問)

①2008 年度予算の概要のP. 15の交通安全施設整備に関して、緑地公園駅周辺整備、庄内駅地区バリアフリー整備、桃山台地区バリアフリー整備、服部駅・曾根駅地区バリアフリー整備が項目として挙げられていますが、それぞれいくらの予算配分になっており、来年度はどのような整備事業がなされるのでしょうか？また、それぞれの整備事業ですが、整備完了予定はいつになっているのでしょうか？

<答弁>

ご質問の内、バリアフリー整備についてお答え申し上げます。

初めに、交通バリアフリー整備の平成 20 年度予算でございますが、

緑地公園周辺整備につきましては、寺内大 12 号線、寺内第 14 号線、勝部寺内線のバリアフリー整備に必要な経費として、6,600 万円を計上しています。主たる事業の地下道東西のエレベーター設置は、平成 19 年度に完成しており、残るバリアフリー整備も、平成 20 年度に完成する予定でございます。

次に、庄内駅地区バリアフリー整備につきましては、阪急電鉄が実施する庄内駅のエレベーター設置等の工事費補助並びに稲津町第 15 号線の歩道改良とその他の地区内道路のバリアフリー整備に必要な経費として、2 億 9,600 万円を計上しております。

桃山台地区バリアフリー整備につきましては、上新田線等の歩道舗装の改善や北大阪急行が設置する新駅舎の歩行者通路と桃山西橋を接続するための歩道橋延伸の設計に必要な経費として、3,000 万円を計上しており、本事業の完了は平成 22 年度を予定しております。

最後に、服部、曾根駅地区バリアフリー整備につきましては、阪急電鉄が実施する、服部駅のスロープ設置及び多機能トイレ設置の工事費等の補助に必要な経費として、4,333 万 3 千円を計上しており、服部駅舎のバリアフリー化は平成 20 年度に、周辺整備は平成 22 年度完了の予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

(質問)

②同じく交通安全施設整備の中の歩道改良整備には、いくらの予算配分になっており、具体的にどの地区のどの道路のことでしょうか？

<答弁>

ご質問の内、歩道改良整備についてお答え申し上げます。

初めに、平成 20 年度の予算配分ではありますが、全体予算は 6,500 万円で、工事費が 3,690 万円、委託料が 2,810 万円でございます。具体的な整備内容と致しましては、工事が 2 路線あり、一つが平塚熊野田線で、豊中郵便局から水道局を経て曾根箕面線までの延長 710m で、平成 20 年度は豊中郵便局から 230m の間の整備を予定しております。もう一つは、北桜塚大塚公園線で、府立桜塚高校から豊中保健所までの 200m を予定しております。

②道路整備もそうですが、歩道改良整備において、優先順位のつけ方はどのようにして決められているのでしょうか？

<答弁>

優先順位のつけ方でございますが、現在「歩道改良実施計画」を策定中ですが、優先順位づけに関しましては、対象路線については、三つの視点から評価を行っています。一つ目が幅員やデコボコ、勾配等の歩道状況、二つ目が交通量や道路の位置付け、駅等重要施設へのアクセスといった路線状況、三つ目が地元の要望や交通バリアフリー基本構想等他の事業の有無等の周辺動向としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(質問)

③2008年度予算の概要のP. 22の道路舗装事業の中の市道舗装には、いくらの予算配分になっており、具体的にどの地区のどの道路のことでしょうか？

<答弁>

ご質問の内、道路舗装事業について、お答え申し上げます。

平成20年度における市道舗装事業費は、老朽化した道路舗装の充実を図るための工事費と、適切且つ計画的な舗装維持補修を行うことを目的とした、舗装維持補修計画策定に必要な委託料を計上しているものでございます。

ご質問の道路舗装事業の、予算配分につきましては、工事費が1億2,058万2千円、委託料が1,400万円と、私道舗装事業助成金の1,400万円及び事務費をあわせまして、合計1億5,038万2千円を計上しております。

次に、具体的な舗装予定箇所についてでございますが、北部地区におきましては、新千里地区内の2路線をはじめ、計4路線の延長1,030メートル、面積6,936平方メートルでございます。

中部地区は勝部寺内線の原田元町地内におきまして、延長135メートル、面積1,215平方メートルでございます。

南部地区につきましては、神崎刀根山線の豊南町地内におきまして、延長130メートル、面積2,150平方メートルの舗装工事を予定しております。

また、生活圏道路の維持補修工事につきましても、9路線、延長1,940メートル、面積9,565平方メートルを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

③市道舗装において、優先順位のつけ方はどのようにして決められているのでしょうか？

<答弁>

道路舗装事業に関わります、市道舗装の優先順位についてのご質問にお答え申し上げます。

市道舗装は、平成19年3月末現在で、道路舗装率が延長比で99.1パーセント、舗装済延長は約63万8,000メートル、舗装済面積は約370万7,

000平方メートルとなっております。

道路舗装時期は、交通量の多少などによって変化することもあります。現時点では、限られた事業費の範囲内において、沿道に与える振動などの影響による地域からの要望を含めて、現地の路面状況、交通量、沿道条件などを見極めた上で、補修の優先順位を定めております。

しかしながら、今後は、策定を予定しております。舗装維持補修計画を基本として、舗装の維持補修に取り組み、道路利用者の安全、円滑な交通の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(要望)

②③テレビを見ていると、頻繁に道路事業について「優先順位はどのようにしてつけられているのか?」「誰が決めているのか?」といった議論がされていますが、そういう意味で、豊中市の整備事業や舗装事業についての優先順位のつけ方について伺いました。それぞれ、歩道改良実施計画や舗装維持補修計画を策定中、策定予定との事ですので、これまで以上に的確に、効果的に、そして効率的に整備事業や舗装事業を行って頂きたいと要望しておきます。

(質問)

④市道舗装の該当地区、該当道路を伺いましたが、刀根山線舗装事業が入っていなかった気がしますが、刀根山線の舗装事業は本年度予算計上がされていましたが、結局本年度は事業未執行となっています。この刀根山線舗装事業の経過説明と来年度以降の取り組みについてどのようにお考えになられているのか教えてください。

<答弁>

刀根山線に関わりますご質問についてお答え申し上げます。

まず、経過についてであります。平成18年6月に本路線のうち、銀座通り商店街から千里川橋までの区間約450メートルの車道舗装補修要望を受け、沿道商店街等と協議を行い、工事期間を2か年とし、平成19年度に車道舗装補修工事を予定しておりました。しかしながら、同時期に刀根山地区のマンション開発が発生し、当道路が工事車両ルートに計画されていることから、課題が生じました。

その一つは開発工事用車両への舗装工事ではないこと、二つは車両の輻輳に伴う沿道商店への荷捌きへの影響、三つは安全対策、構造物の損傷時における責任所在等の整理により、着手が遅れております。

次に、今後の取り組みについてであります。それまでの歩行者の安全対策と致しましては、千里川橋までの歩道が設置されていない区間の区間線設置など、条件が整った時点で必要となる安全対策は検討してまいりたいと考えております。

舗装補修工事につきましては、今後も、関係部局との連携を図ると共に、マンション工事の動向を見極めながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(意見)

④今後も、関係部局との連携を図ると共に、マンション工事の動向を見極めながら取り組むとのことですが、道路維持課には、あまりマンション工事の計画や予定に関する情報が入ってきていないようですし、ぜひ、答弁のとおり関係部局との連携を図り、関連する情報の共有を徹底するよう意見しておきます。

(質問)

⑤2008年度予算の概要のP. 54のバス路線運行経費補助についてですが、これは阪急バスに対して経費から利用料分を差し引いてその不足分を市が助成するというものですが、市立豊中病院2路線及びクリーンスポーツランド線それぞれの市の負担額はいくらを想定されているのでしょうか？また、それぞれの線の利用者数を一便あたり何人と想定されているのでしょうか？

<答弁>

バス路線運航経費補助につきましては、平成20年度の予算の内訳といたしまして、私立豊中市立病院線の内、神崎刀根山線ルートで22,492千円、循環ルートで4,870千円、また、クリーンスポーツランド線では4,794千円を予定しております。

次に、それぞれ各便の利用者数につきましては、神崎刀根山線ルートで11人、循環ルートで4.8人、また、クリーンスポーツランド線では2.2人と見込んでおります。

⑤昨年度の豊中病院2路線及びクリーンスポーツランド線の負担額は2747万6千円、450万8千円と伺っていましたが、本年度の負担額の見込みはそれぞれいくらでしょうか？また、本年度の1便あたりの利用者数はそれぞれ何人ぐらいが見込まれているのでしょうか？

<答弁>

本年度の負担額等につきましては、現在、阪急バス株式会社に対しまして、予算の範囲内で経営努力して頂けるよう、お願いをしております。

(要望)

⑤本年度の決算がまだなので、本年度の具体的な数値はわかりませんでした。クリーンスポーツランド線は昨年度450万8千円の負担額に対し、来年度は479万4千円と増加しています。さらに昨年度のクリーンスポーツランド線の利用者数は2.5人/便でしたが、来年度は2.2人/便を見込んでいるとの事でした。また、利用料だけで賄おうとすれば、クリーンスポーツランド線の場合、1便あたり5人の利用が必要と伺っています。これまで市の経費負担額縮小にさまざまな努力をされてきたとは思いますが、昨年度で2.5人/便、来年度の見込みは2.2人/便というこの路線が本当に市民にとって必要な路線といえるのかどうかをよく検証していただきたいと強く要望しておきます。また、1便あたり2.2人ぐらいの利用客なら、市がマイクロバスを運行するなど、

運行方法、運行形態についても検討して頂きたいと要望しておきます。

(質問)

⑥放置自転車対策についてですが、2008 年度予算の概要のP. 15には8142万9千円と記載されていますが、放置自転車の整理業務委託だったり保管返還業務委託だったり施設の総合管理委託が含まれるかとおと思いますが、この8142万9千円の内訳を教えてください。

<答弁>

放置自転車対策業務にかかわりますご質問にお答え申し上げます。

放置自転車等対策業務の 81,429 千円の内訳でございますが、旅費 80 千円、需用費 3,922 千円、役務費 757 千円、委託料 64,727 千円、使用料及び賃借料 11,943 千円となっております。

⑥昨年の決算委員会では 2006 年度の自転車整理業務委託の総額は、6473万9千円となっていたと思いますが、そうすると来年度に計上している予算額は高い気がありますが、どうなのでしょう？ちなみに本年度の放置自転車対策費用の見込額はいくらでしょうか？

<答弁>

昨年度の業務委託の総額 64,739 千円と比べて、来年度の予算額は高い、との指摘でございますが、来年度の委託料は、64,727 千円を計上しており、18 年度の決算額より少し減額となっております。また、本年度の放置自転車対策業務の見込み額は、現時点で 82,082 千円を見込んでおります。

⑥来年度の引き取りに来た人から徴収する移動保管料はいくらを想定されているのでしょうか？ちなみに本年度の移動保管料は見込みでいくらなのでしょう？

<答弁>

平成 20 年度の移動保管料についてでございますが、47,230 千円を計上しております。平成 19 年度の決算見込みといたしましては、37,00 千円程度を見込んでおります。

⑥確認ですが、業務委託費と移動保管料の差額について、本年度の見込額及び来年度の想定額はいくらとなっておりますか？

<答弁>

業務委託費と移動保管料の差額についてでございますが、本年度は、28,428 千円、来年度は、17,497 千円の想定をしております。

⑥なかなか業務委託費と移動保管料の差額がうまらず、税金で負担しなければなら

ないのであれば、移動保管料の改定を考えても良いのではないかと思います、いかがでしょうか？

<答弁>

最後に移動保管料を改定してはどうか、とのご指摘でございますが、事業をはじめました昭和 62 年から 17 年間、移動保管料を据え置きしてまいりましたが、放置自転車の抑制と近隣都市との均衡を図るため、平成 16 年 7 月から自転車 2,500 円、バイク 4,500 円に改定を行いました。これにより返還率が 76%から 68%に減少いたしております。

近年、自転車が安価で購入できるようになり、移動保管料を改定したとしても、返還率が下がることが予想され、結果的に税負担が増えることも懸念されます。放置自転車対策業務の本来の目的は、放置自転車をなくすことにありますので、自転車利用者のマナーの向上や利便性のよい駐輪場を整備するなど、効率的で効果のある対策を調査研究してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

(要望)

⑥現在、放置自転車対策業務には人件費、物件費を含めると約2億円近い税金が投入されていますが、先ほどの答弁で「放置自転車対策業務の本来の目的は放置自転車をなくすことにある」とのことでしたが、そうであれば、現在の放置自転車対策の方法が効果的なのか、効率的なのかをあらためて検証していただきたいと思います。それとともに、放置自転車整理業務に市が約2億円もの税金を投入していることを市民に大々的に公表して頂き、こんな事業のために税金が使われるから、他のもっと税金をかけるべき事業や施策に予算がつけられないという事をアピールし、市民の意識改善を行ってはと提案しておきます。

(質問)

⑦2008 年度予算の概要の P. 55 にヒメボタル生息地保全事業用地(公共用地先行取得事業特別会計での買戻し)に3億6638万8千円とありますが、過去の経緯を知りませんでしたので、最初これを見たときは、これだけ財政難の時にホテルに3億6千万円と思ったわけですが、事前に説明は伺いましたが、改めて来年度にこれだけの額の予算計上に至った過去からの経緯をわかりやすく説明してください。公共用地先行取得別会計での買戻しの後、10年間で一般会計に買戻すと言う話や、公共用地先行取得別会計での買戻した後、10年以内に事業を開始しなければならないと言う話についてもわかりやすく説明してください。

<答弁>

本件土地につきましては、ヒメボタル生息地保全を進める中で、平成 7 年度と平成 11 年度に土地開発公社にて先行所得したものでございます。

この土地を市が公共用地先行取得事業特別会計で所得するに至った経過でございますが、この特別会計は平成 13 年度に土地開発公社の健全化に関する計画

を策定するとともに、公社の健全化を図る観点から設置したものでございます。公共保有地のうち、すぐに事業化はできないものの10年以内に事業化の目途がつくものについては、この特別会計で買戻ししております。当該土地は現在のところ「用途は明確であるが、事業開始の時期未確定のもの」でございますので、特別会計で買取りを行ってまいりますことで、平成21年度末までとなっております、第2期土地開発公社経営健全化の推進に寄与できるとともに、事業の実施時期を明確にしていくため平成20年度に公社から特別会計で買い戻すものでございます。

次に、今後10年以内に一般会計で買い戻し、10年以内に事業開始する理由について、でございますが平成17年度から土地開発公社経営健全化計画に対しましても、国の支援措置として10年以内に市が一般会計で買取り、事業化するものには弾力運用により土地開発公社が所得後2年度以上経過した用地についても起債の対象とすることができ、又これに係る地方債の利子支払額の一部にも特別交付税措置をすることとしております。この(仮称)ヒメボタル保全事業用地につきましても、その適用を受けてまいりますので、10年以内での市の一般会計での買戻しと事業の実施を検討していくものでございます。

⑦国の方から土地開発公社の経営健全化を各自治体に求められ、土地開発公社に先行取得させていた土地の買戻しを今後も積極的に行われるのかも知れませんが、その場合の一般会計への影響をどのように考えられているのでしょうか？また、現時点で土地開発公社から買戻しを行わなければならない土地は、あといくら分ぐらい残っているのでしょうか？

<答弁>

国が求めております土地開発公社の経営健全化の目標数値は、原則として市が債務保証している薄価総額が市の標準財政規模の0.25以下(172億543千円)及び市が債務保証している5年以上保有土地の薄価総額が市の標準財政規模の0.1以下(69億円)であります。

一般会計への今後の影響といたしましては、公社では平成18年度末で、いまだ153億円余りの多額の保有地を抱えており、計画的に、この数値以下に下げることが必要であり、またそれを継続していく必要があります。公社で土地を保有し続けることは、多額の利子を最終的には市が負担することになることから、一時的には公社の経営健全化に多額の費用が必要ですが、将来的には、市が土地を買戻す際の薄価額の抑制及び債務保証額の低減につながるものと考えております。

なお、現時点で市が土地開発公社から買い戻しを行わなければならない土地は、平成19年度末見込みでは、あと138億円程度となっておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見)

⑦公共用地先行取得事業会計での買戻しだとか、土地開発公社の経営健全化というものがどういったものなのか、経緯も含めて、概略はわかりました。時間もありません

るので、詳しいことは改めて後日、伺うこととします。

(質問)

⑧駐車場管理費についてですが、土木下水道部が所管の駐車場のうち緑地公園駅西駐車場以外の庄内東、服部南、服部西の3つの駐車場は年々利用台数、収入額が減少しています。庄内東駐車場は一昨年度から赤字収支が続いており、服部南、服部西の駐車場も近々、赤字収支になる気がします。そこで、本年度の3つの駐車場の収支見込みと来年度の収支予測をお聞かせ下さい。

<答弁>

庄内東、服部南及び服部西それぞれの駐車場の収支につきましては、平成20年2月末現在のそれぞれの収支といたしまして、庄内東駐車場は1,452千円の赤字、服部南駐車場は3,040千円の黒字、また、服部西駐車場は4,501千円の黒字となっております。

次に、平成20年度の収支につきましては、歳入では、来年度から民間による駐車監視員制度が、本市においても導入されることが府において検討されており増加を見込み、また一方の歳出は、駐車場警備委託の削減をおこなうことから減額を見込んでおります。その結果、庄内東駐車場は1,082千円、服部南駐車場は5,465千円、また、服部西駐車場は8,155千円のそれぞれ黒字を見込んでおります。

⑧昨年の決算委員会で、3つの駐車場について、駐車場を廃止したときに、周辺地域にどのような影響がでるのかシミュレーションをして、その結果で、これらの市営駐車場を存続させるのか否かを議論したいとの私の意見に対し、「周辺の民間駐車場の動向や実態台数等を把握することは重要であり、市で一度調査を行い今後の市営駐車場の運営の参考にしたいと考えております。」とのご答弁がありましたが、来年度、そういった調査を行う予定はあるのでしょうか？

<答弁>

駐車場の利用に対する市民ニーズは、社会情勢により年々変化しております。また、道路交通法の改正などに伴い、民間の時間貸し駐車場も増加していることから、今後、近隣の状況を調査するなど、利用時間や料金体系などを検討してまいります。

(要望)

⑧民間の駐車監視員が来年度から本市にも導入されることで歳入が増え、駐車場警備委託の削減により歳出が減ることで、3つの駐車場は全て来年度黒字収支を見込まれているとの事でしたので、来年度の経過を踏まえた上で改めて議論させて頂きたいと思いますが、近隣の状況調査や利用時間、料金体系の検討は是非とも行って頂きたいと要望しておきます。

(まちづくり推進部)

(質問)

①2008年度予算の概要のP. 47に住宅明渡訴訟費用として553万3千円とありますが、この内訳はどのようなもののでしょうか？さらに、訴訟件数は何件を想定されているのでしょうか？お答え下さい。

<答弁>

平成20年度の市営住宅明渡等請求訴訟に関する予算553万3千円の内訳につきましては、提訴する際に、裁判所に予納する切手代として、通信運搬費2万4千円、訴訟等の手数料として60万円、訴訟に関する弁護士への委託料や強制執行业務費用に係わる委託料として、409万9千円の計553万3千円となっております。また、平成20年度の訴訟件数は、概ね5件を予定しております。

①指定代理人により訴訟を実施すれば、通常のケースで1件あたり、32万円程度の弁護士費用を削減できると昨年の決算委員会で伺いましたが、来年度は何件ぐらい、指定代理人を活用する想定をされているのでしょうか？また、参考までにお聞かせ頂きたいのですが、「今年度は3件の市営住宅明渡等請求訴訟を指定代理人である職員により実施する予定です」との答弁が昨年の決算委員会でありましたが、実際はどうだったのでしょうか？それによってコストがどれくらい削減できたのでしょうか？お答え下さい。

<答弁>

平成20年度の指定代理人による訴訟につきましては、被告が出廷せず、争う可能性がないと考えられる場合、平成20年度に予定している5件すべてについて、職員により実施しようと考えております。

平成19年度の指定代理人による訴訟の取組みにつきましては、予定していた3件を職員により実施いたしましたので、3件分の弁護士費用、おおよそ、96万円程度は削減できたものと考えておりますのでよろしく申し上げます。

(要望)

①昨年の決算委員会でも述べましたが、住宅明渡訴訟を指定代理人である職員によって実施することについては、大幅な経費削減が見込めるわけですので、できる限り、指定代理人による訴訟を行って頂きたいと要望しておきます。

(質問)

②2008年度各経済予算説明書のP. 148、目2 建築開発指導費の中高層建築物等紛争調停委員会費用として183万7千円となっておりますが、中高層建築物等紛争あつせん委員会・調停委員会とは具体的にどういったもので、どういった事をされているのでしょうか？

<答弁>

中高層建築物等あっせん委員会・調停委員会につきましてお答えいたします。あっせん・調停委員会につきましては、中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整等に関する条例に基づきまして、高さ10メートルを超える建築物やパチンコ店・カラオケボックスなどの特定用途建築物、また、一定規模のワンルームマンション建設について近隣関係住民等及び事業者が、自主的な解決の努力を行っても、紛争が生じた場合に、迅速かつ適正な解決を図るために本条例20条・27条により、設置しております。

あっせん委員会等は近隣関係住民等及び事業者の双方から申し出が出来ますが開催するためには双方の同意が必要となっております。

あっせん委員会は、紛争当事者間の話し合いの機会を多くし、法律、建築または、行政に関し学識経験のある第三者の意見を多く取り入れることにより、紛争を解決に導こうとするものです。

また、調停委員会は、あっせんが開始されましても紛争の解決に至らず打ち切りとなった場合、近隣関係住民等及び事業者の双方から申し込みが出来ますが、他方の同意が必要となります。

調停は、あっせんで行う話し合いの機会をつくるだけでなく、都市計画など、より広い分野の学識経験者の第三者を交え、必要に応じ調停案を作成、その調停案の受諾を勧告することにより、紛争解決に導こうとするものです。

②本年度と同額の予算を計上されていますが、本年度は何件のあっせん委員会、調停委員会の要請があり、実際に何件の委員会が開催されたのでしょうか？

<答弁>

本年度は、あっせん委員会に5件の申し出があり、そのうち1件について委員会が開催されております。調停委員会の申し出はありませんでした。

②あっせんや調停を要請されながら、委員会開催に至らないケースが多いようですが、その原因はどういったところにあるとお考えでしょうか？

<答弁>

これまで開発が困難であった土地が規制緩和等により、開発が可能となったケースもあり、条例に基づき、住民からあっせんの手続きを進めましても、事前説明に相当の期間を要しており、配慮できる内容が出し尽くされ、あっせん案が提示されても対応が出来ないことが事業者があっせん開始に同意しない主な理由と考えられます。

②あっせん委員会や調停委員会が住民が願うほど開催にこぎつけられていませんが、来年度も本年度と同額の予算計上しているなかで、今後の中高層建築物に関する住民と業者とのトラブルに関して、どのような対応、取組をされるおつもりでしょうか？

<答弁>

中高層建築物等の建設によりますトラブルにつきましては、当事者間での話し合いにより円満な解決を図っていただくことが原則であります。本会議でもご答弁させていただいておりますが、20年度から、ケースに応じ、双方のご理解が必要ではありますが試行的に近隣関係住民の代表者、事業者、行政の三者が話し合う場を設けるなど、どのような方法によることが、解決を早め、また、紛争の未然防止の観点からも望ましい解決方策が見出せるのか、意見交換を行うことなどの取り組みを進めてまいりますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

(要望)

②中高層建築物等紛争調停委員会を設け、住民側と建築業者側との紛争を解決していこうという考えは分かりますが、現状としては住民側からのあっせんや調停要請に対して、市が業者にあっせんや調停の場を持つことを依頼しても業者側には拒否権があり、実際に拒否するケースの方が多いわけですし、聞くところによると市長の勧告があっても拒否されるケースもあるわけです。つまり、中高層建築物等紛争調停委員会はその機能をあまり果たせていないわけです。そういった状況の中で、答弁の中にありましたように来年度から試行的に近隣関係住民の代表者、事業者、行政の三者が話し合う場を設けるなどの新たな取り組みを考えておられるということですので、積極的に行って頂きたいと思えます。

(質問)

③2008年度各経済予算説明書のP. 158、目1都市計画総務費の地区計画策定住民支援費用として355万円となっておりますが、この費用は昨年条例設定された緑丘地区の地区計画とは異なる地区での地区計画策定を推進するための予算計上と考えてよろしいでしょうか？それとも、昨年の決算委員会で緑丘地区では、地区計画の決定を契機として、「緑丘まちづくり研究会」が中心となり、地区計画の区域をさらに広げていくための活動を進められているとの答弁があったかと思えますが、そのための予算計上なのでしょか？

<答弁>

地区計画策定住民支援の費用355万円は、緑丘地区の区域を広げていくためのものか、異なる地区で地区計画を策定するためのものか、とのご質問でございますが、これは地区計画や建築協定などの立案を目標とした住民団体を対象にコンサルタントなどの専門家の派遣や活動費の助成などを行うための予算で、市域のすべての地域が対象となっております。現在、緑丘地区では「緑丘まちづくり研究会」が中心となって地区計画の区域をさらに広げていくための活動を進められておりますが、こうした地区での活動も支援の対象となってまいりますので、よろしく願いたします。

③市域の全ての地域が対象となっているとの事でしたが、そもそも、地域住民、市民の間にまだまだ地区計画策定による意義や有効性が浸透していない気がします。積

極的に市民の方々が地区計画策定に取り組もうとするように、広報活動や情報提供、市民への説明の機会を増やして頂きたいと思うのですが、そういった地区計画制度そのものに関する情報提供についてはどのように考えておられるのでしょうか？

<答弁>

地区計画に関する再度の質問にお答えいたします。

地区計画制度に関する情報提供についてでございますが、これまで市のホームページや広報などの活用、窓口におけるパンフレットの配布や出前講座など、様々な方法を活用しながら地区計画などの制度に関する情報発信を行ってきたところでございます。

また、昨年 6 月に都市計画決定を行いました緑丘地区地区計画の内容を広報 12 月号に特集記事として掲載し、地区住民の地区計画の取り組みに至った経過や実際の活動事例を紹介するなど、地区計画にかかる制度の啓発に努めてきたところでございます。

特集記事として掲載した後、数件の問い合わせがあり、啓発の効果も少しずつ出てきているかとは考えておりますが、地区計画の策定には地域住民の合意形成など、様々なハードルがあり、また時間も要することから、緑丘地区以外で住民発意による地区計画策定に至った地区はまだないのが現状でございます。

市といたしましては、今後も地区計画など、まちづくりに係る制度の情報発信を積極的に行い、住民発意の地区計画の策定にむけた啓発に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(要望)

③本会議でも議論されておりますが、住環境に関する問い合わせや要望が私のもとにも寄せられており、今後もどの地区においても商業施設やマンションの建設に関する話が浮上してくる可能性はあるわけです。そういう意味では、地域住民の住環境や景観を乱す商業施設やマンションの建設に関して、事前に地区計画を策定し、地域住民と業者、行政の間でのトラブルを未然に防ぐ事にもっと真剣に市民も行政も取り組むべきだと思います。「問題が起こった時に今さら地区計画を策定しても問題解決なんてできない」とか、「何も起こってないのに地区計画の策定なんて煩わしい」と言うのではなく、市民に自分たちの住環境は、その地域に住む方々がルールづくりをして守っていくんだ、問題が起こらないように、問題が起こっても対応するために地区計画を策定しておくんだという意識を持っていただけるように、地区計画制度について広く市民に PR して頂くよう強く要望しておきます。